

高知大学動物実験自己点検・自己評価委員会規則

平成 19 年 4 月 11 日
規 則 第 3 号

最終改正 平成 27 年 5 月 13 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学動物実験管理規則（以下「動物実験管理規則」という。）

第 4 条第 3 項の規定に基づき、高知大学動物実験自己点検・自己評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(定義)

第 1 条の 2 この規則において「動物実験等」及び「実験動物」とは、それぞれ動物実験管理規則第 2 条第 1 号及び第 5 号に規定する動物実験等及び実験動物をいう。

(委員会の役割)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 自己点検・自己評価項目の設定
- (2) 自己点検・自己評価の報告書の作成及び公表に関すること。
- (3) 外部の者による評価に関すること。
- (4) その他自己点検・自己評価に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる学長が指名する委員をもって組織する。

- (1) 高知大学動物実験委員会委員 2 人
- (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 2 人
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1 人

2 委員長は、若干人の委員を指名することができる。

3 委員は、学長が任命する。

4 第 1 項第 2 号に掲げる委員は、高知大学動物実験委員会の委員と重複しない者とする。

5 第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第1項第2号委員の1人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(担当事務)

第7条 委員会に関する事務は、研究国際部研究推進課及び医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

2 この規則の施行後、第3条第1項第1号及び第2号により最初に任命された委員の任期は、第3条4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第50号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月13日規則第5号)

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

2 平成27年4月1日に、改正前の規則第3条第1項第3号に掲げる委員として任命された者は、平成27年6月1日に改正後の規則第3条第1項第3号に掲げる委員として任命

されたものとみなす。

- 3 改正後の規則第3条第5項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号から第3号まで及び第2項の委員の任期は、平成29年3月31日までとする。